

掛川市規則第4号

掛川市税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市税条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市税条例施行規則（平成17年掛川市規則第39条）の一部を次のように改正する。

様式第22号を次のように改める。

(表面)

年度 市民税・県民税

申告書

整理番号

長あて

現住所	業種又は職業	提出年月日	
		電話番号	
フリガナ	個人番号	生年月日	世帯主の氏名
氏名	印	明・大・昭・平・令	続柄

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類		支払った保険料		円
⑬	社会保険料			
	控除			
	合計			
⑮	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円	
⑮	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円	
	控除	介護医療保険料の計		円
⑯	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円	
⑰～⑲	寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (学校名)	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除
⑳	障害者控除	1 氏名	障害の程度	身・精・療 級度
		2 氏名	障害の程度	身・精・療 級度
㉑～㉒	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者氏名	生年月日	明・大・昭・平 円
		配偶者の合計所得金額	円	
㉓	扶養控除	氏名	生年月日	明・大・昭・平
		個人番号	控除額	万円
		氏名	生年月日	明・大・昭・平
		氏名	生年月日	明・大・昭・平
		個人番号	控除額	万円
		氏名	生年月日	明・大・昭・平
		個人番号	控除額	万円
(16歳未満の扶養親)	控除対象外	氏名	生年月日	平・令
		個人番号	控除額	万円
		氏名	生年月日	平・令
		個人番号	控除額	万円
別居の扶養親族等がある場合には、表面「12」に氏名及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計	万円	
⑳ 雑損控除		損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失のうち災害関連支出の金額
		円	円	円
㉗	医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	セルフメディケーション税制を適用 <input type="checkbox"/>
		円	円	

5. 専業専従者に関する事項

1	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭・平	専従者給与(控除)額
	個人番号				従事月数
2	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭・平	専従者給与(控除)額
	個人番号				従事月数

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円	
		農業	イ		
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ		
	雑		公的年金等	キ	
			業務	ク	
			その他	ケ	
	総合譲渡		短期	コ	
			長期	サ	
	一時	シ			
2 所得金額	事業	営業等	①		
		農業	②		
		不動産	③		
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥		
	雑		公的年金等	⑦	
			業務	⑧	
			その他	⑨	
		合計	⑩	(⑦+⑧+⑨)	
		総合譲渡・一時	⑪		
	合計	⑫			
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬		
	小規模企業共済等掛金控除		⑭		
	生命保険料控除		⑮		
	地震保険料控除		⑯		
	寡婦・ひとり親控除		⑰～⑱		
	勤労学生、障害者控除		⑲～㉑		
	配偶者(特別)控除額		㉑～㉒		
	扶養控除		㉓		
基礎控除		㉔			
⑬～㉔までの計		㉕			
雑損控除		㉖			
医療費控除		㉗			
合計		㉘	(㉕+㉖+㉗)		

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記してください。

分離課税に係る所得等のある方は、裏面に記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

(裏面)

6. 給与所得の内訳(源泉徴収票のない方)

月	日給	勤務 日数	月収
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			円
合計金額			円
勤務先所在地 勤務先・電話 番号等			
電話			

7. 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費 円

8. 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額A 円	必要経費B 円

Aの合計金額を表面の収入金額等の欄へ転記してください。
Cの金額を表面の所得金額欄⑤へ転記してください。

合計(A-Bの計)

C

9. 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額A 円	必要経費B 円

Aのうち業務に係るものの合計額を表面の収入金額等の欄へ、それ以外のものをケへ転記してください。Cのうち業務に係るものの合計額を表面の所得金額欄⑤へ、それ以外のものを⑥へ転記してください。

合計(A-Bの計)

C

10. 総合譲渡・一時所得に関する事項

総合譲渡	短期	収入金額(A) 円	必要経費(B) 円	差引金額(A-B)=C 円	特別控除額(D) 円	所得金額(C-D) 円
	長期					
一時						
右の所得金額欄コ・サ・シの金額を表面の収入金額等の欄コ・サ・シへそれぞれ転記してください。また、Eの金額を表面の所得金額欄⑩へ転記してください。						E
合計コ+[(サ+シ)×1/2]						

11. 分離課税等所得の内訳

種目	収入金額(A) 円	必要経費(B) 円	差引金額(A-B)=C 円	特別控除額(D) 円	所得金額(C-D) 円
分離短期					
分離長期					
株・先物					
株配当					
特例適用条文					

12. 別居の扶養親族等に関する事項

1	氏名		住所	
2	氏名		住所	

13. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄へ配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

14. 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円	
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	円	
条例指定分	都道府県	円
	市区町村	円

支出した寄附金に応じて、各欄へそれぞれ寄附した金額を記入してください。

◎給与所得以外の市県民税の納付方法

給与から引き去り(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

※65歳以上の方の公的年金に係る市県民税については、給与からの引き去り(特別徴収)はできません。

◎非課税証明書発行・国民健康保険税算出等の参考資料になりますのでご協力ください

前年中に所得のなかった方の記入欄 (該当番号を○で囲んで記入してください)	1. 右記の人に扶養(仕送)されていた	氏名	あなたとの続柄	
		住所		
	2. 次の年金を受給している	a. 遺族年金	b. 障害年金	
	3. 無職だった	a. 失業保険を受給	b. 求職中	c. 家事手伝い
		e. 病気・けが等	f. その他()	
	4. その他	(昨年の状況を記入してください)		

◎上場株式等の配当所得又は譲渡所得に係る市民税・県民税の課税方式

※市民税・県印税が特別徴収されているものに限ります。

上場株式等の配当所得	<input type="checkbox"/> 総合課税
	<input type="checkbox"/> 申告分離課税
<input type="checkbox"/> 上場株式等の譲渡所得	

申告しないものに☑チェックを記入してください

附 則

この規則は、公布の日から施行する。